⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑽　本工事は資料の提出、入札等を原則として電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、契約責任者の承諾を得て紙入札方式によることができる。

⑾　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑿　紙入札方式の場合⑾の単価表は原則として電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

⒀　本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額（以下「単価」という。）を合意することとする。

総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）により行うものとする。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に、平成25・26年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、技術提案書に記載する工事目的物に該当する工種での工事競争参加資格を有し、下記の条件を満たす者又は特定建設工事共同企業体とする。

①　単体で申請する場合　下記の㋐及び㋑の条件を満たす者とする。

㋐　開札時に、平成25・26年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,150点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,150点以上であること。）。

㋑　開札時に、平成25・26年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「鋼橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること。）。

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合　下記の条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体とする。なお、特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合は、共同企業体の代表者は㋐及び㋑の条件を、代表者以外の構成員は㋐または㋑の条件を満たさなければならないものとする。また、特定建設工事共同企業体（乙型）で申請する場合は、ＰＣ橋上部工工事を施工する構成員は㋐の条件を満たし、鋼橋上部工工事を施工する構成員は㋑の条件を満たさなければならないものとする。

㋐　開札時に、平成25・26年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,150点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,150点以上であること。）。

㋑　開札時に、平成25・26年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「鋼橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること。）。

なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　ＰＣ橋上部工工事の有資格者は、平成10年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事(Ⅰ)のａ）の施工実績を有し、鋼橋上部工工事の有資格者は平成10年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事(Ⅱ)のｂ）及びｃ）の施工実績を有すること。

ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事または類似工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

㋐　同種工事

(Ⅰ)　ＰＣ橋上部工工事

ａ）固定支保工により架設した最大支間長30m以上を有するＰＣ（ＰＲＣを含む。）連続多主版桁新設橋（西日本高速道路㈱設計要領に記載の２主版桁橋又は３主版桁以上の構造）の工事

(Ⅱ)　鋼橋上部工工事

ｂ）鋼連続箱桁（新設橋）の工場製作

ｃ）クレーンベント架設工法により架設した最大支間長45m以上を有する鋼連続箱桁橋（新設橋）の工事